

1 改正の理由

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行った。

2 主な内容

(1) 個人市民税

ア 給与所得者等は、給与支払者等が地方税法施行令に規定する要件を満たす場合には、扶養親族申告書の記載事項を電磁的方法により当該給与支払者等に提供することができることとし、納税地の所轄税務署長による給与支払者等に対する事前承認を不要とする。

イ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた場合における住宅借入金等特別税額控除の適用期限を1年延長し、令和17年度分の個人市民税までとする。

(2) 固定資産税及び都市計画税

ア 下落修正措置（据置年度において地価が下落し、前年度の価格をそのまま用いることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合に、市長が価格の修正を行う特例措置）を3年間延長する。

イ 住宅用地、商業地等及び農地に係る負担調整措置（評価替えにより税負担が増大しないようにするため、課税標準額を緩やかに上昇させる措置）を3年間延長することに併せて、令和3年度に限る措置として、一定の要件を満たす住宅用地、商業地等及び農地の課税標準額を前年度の課税標準額と同額とする。

ウ 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の割合を定める規定において、地方税法の引用条項を改める等、規定の整理を行う。

エ 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に係る固定資産税について、当該土地を住宅用地とみなす特例の適用を受けようとする納税義務者がすべき申告等を不要とする措置を5年間延長する。

(3) 軽自動車税

ア 軽自動車税の環境性能割の税率を1パーセント軽減する特例措置の適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得した三輪以上の乗用の自家用軽自動車を対象とする。

イ 令和3年度又は令和4年度に最初の車両番号の指定を受けた、一定の環境性

能を有する三輪以上の軽自動車のうち営業用乗用車等の種別割の税率について、グリーン化特例（軽課）の適用期限を2年延長し、それぞれ令和4年度分又は令和5年度分に限り、燃費性能等に応じて軽減する。

(4) 特別土地保有税

(2)のイに伴い、特別土地保有税の課税の特例期間を3年間延長する。

3 施行日

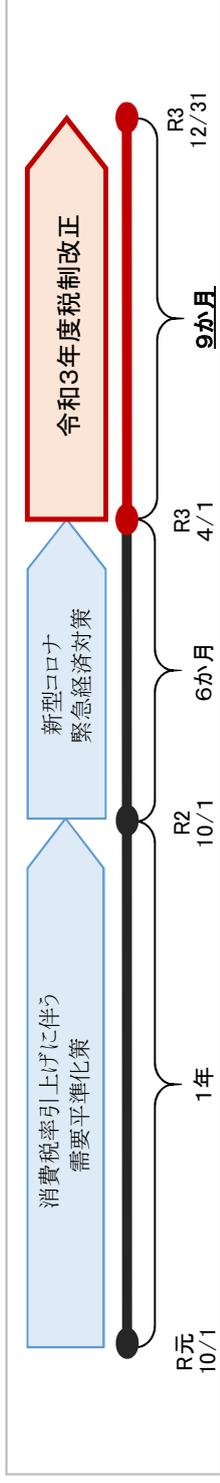
令和3年4月1日

軽自動車税（環境性能割）の臨時的軽減の延長

- 1 対象 令和3年4月1日から同年12月31日までの間に取得した乗用の自家用軽自動車（新車・中古車）
- 2 措置内容 軽自動車税(環境性能割)の税率を1%分軽減する。

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1%	1%
2%	1%

3 軽自動車税（環境性能割）の臨時的軽減の期間



軽自動車税（種別割）のグリーン化特例（軽課）の見直し

【改正前】

取得期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日

軽課年度：取得の翌年度分のみ

区分	軽減率
電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減
2020年度基準+30%達成	50%軽減
2020年度基準+10%達成	25%軽減

区分	軽減率
電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減
2015年度基準+35%達成	50%軽減
2015年度基準+15%達成	25%軽減

【改正後】

取得期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日

軽課年度：取得の翌年度分のみ

区分	軽減率
電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減
2030年度基準90%達成	50%軽減
2030年度基準70%達成	25%軽減

区分	軽減率
電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減

注1 天然ガス自動車に適用する排出ガス要件：平成30年規制適合又は平成21年規制からNOx10%低減達成に限る。

注2 ガソリン車に適用する排出ガス規制：平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る。